

第 5 編 その他災害応急対策

第 1 節 消防計画

火災その他非常時における災害に際し、市民の生命、身体、財産などを保護し、その被害を軽減するための消防組織並びに消防に関する措置等を実施する。

1 組織

消防本部及び消防団の組織並びに人員は、次のとおりである。

(1)消防本部・阪南消防署

階級 配置	消防監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	計
本 部	1	2	5	5	3	0	1	17
署			3	10	19	0	19	51
計	1	2	8	15	22	0	20	68

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

(2)消防団

本部

団長	副団長
1	4

分団

第 1 分団	第 2 分団	第 3 分団	第 4 分団	第 5 分団	計
19	19	19	20	19	101

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

2 機械器具

(1)消防本部・阪南消防署

表 車両一覧表

種 別	車 名	登録番号	エンジン性能		ポンプ 級 別	年式
			気筒数	馬力(PS)		
はしご付消防ポンプ車	三菱	和泉 88 す 1987	6	185	A-2	1990
化学消防ポンプ第 1 車	三菱	和泉 88 す 1263	6	185	A-2	1989
水槽付消防ポンプ第 2 車	イズ	和泉 88 す 4833	6	195	A-1	1993
消防ポンプ第 3 車	ヒノ	和泉 800 さ 7696	4	140	A-2	2003
消防ポンプ第 4 車	三菱	和泉 88 す 3006	4	120	A-2	1991
救助工作車	三菱	和泉 88 ゆ 1522	6	210		1993
救急第 1 車	トヨタ	和泉 800 さ 3347	6	180		2001
救急第 2 車	ニッサン	和泉 88 す 7544	4	150		1995
救急第 3 車	ニッサン	和泉 88 せ 1930	6	155		1998
査察広報車	トヨタ	和泉 88 す 7724	4	79		1995
連絡車 1	スズキ	和泉 43 え 1193	3	36		2002
連絡車 2	スバル	和泉 501 つ 2955	4	100		2000
軽四第 1 車	ダイハツ	和泉 80 あ 1907	3	35		2002
軽四第 2 車	スズキ	和泉 80 あ 898	3	42		1996
乗用車	トヨタ	和泉 53 そ 3293	6	170		1991

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

(2) 消防団

表 消防分団車両一覧表

区分 分団	種 別	車名	登録番号	エンジン性能		ポンプ 級 別	年式
				気筒数	馬力(PS)		
事務局	搬送車	トヨタ	和泉 88 ひ 1047	4	79		1991
第 1 分団	消防ポンプ車	三菱	和泉 800 さ 609	4	155	A-2	1999
	積載車	トヨタ	和泉 88 す 1141	4	79		1989
第 2 分団	消防ポンプ車	三菱	和泉 88 さ 4511	4	155	A-2	2001
	積載車	トヨタ	和泉 88 す 2083	4	79		1990
第 3 分団	消防ポンプ車	三菱	和泉 800 さ 4508	4	155	A-2	2001
	積載車	トヨタ	和泉 88 す 1433	4	79		1990
第 4 分団	消防ポンプ車	三菱	泉 88 す 6013	4	155	A-2	1994
	積載車	トヨタ	和泉 88 す 407	4	79		1988
第 5 分団	消防ポンプ車	三菱	和泉 800 さ 711	4	155	A-2	1999
	積載車	トヨタ	和泉 88 す 2084	4	79		1990

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

(3) 消防資機材

表 消防資機材一覧表

区分	種 別	数量	区分	種 別	数量
消 火 活 動 用	投光器(発電機付)	7	救 助 活 動 用	かぎ付きはしご	4
	発泡ノズル	6		鋼鉄製三連はしご	4
	ターレット	4		緩降機	1
	フォッグガン	3		救助マット	1
	耐熱服	3		救命索発射銃	1
	アルミ製三連はしご	5		救助用縛帯	2
	絶縁用手袋	17		平担架	2
	絶縁服上下・長靴	1		バスケット型担架	2
	小型動力ポンプ	4		油圧式救助器具	1
	集水器	2		可搬ウインチ	3
	携帯用拡声器	8		マット型空気ジャッキ式	1
	簡易水槽	6		エンジンカッター	4
	ホース 65mm	164		ガス溶断器	1
	ホース 50mm	258		空気鋸	1
	林 野 火 災 用	可搬式散水装置		21	万能斧
水幕ホース		4	削岩機	1	
チェーンソー		2	ハンマードリル	1	
スコップ		43	空気呼吸器	26	
カマ		34	予備ポンベ(潜水用含む。)	71	
ノボリガマ		9	酸素呼吸器	2	
ナタ		27	送排風器	1	
ノコギリ		5	防毒衣	2	
ホース延長器		31	潜水器具	8	
ホース背負袋		10	救命胴衣	8	
リュックサック		13	救命浮環	11	
懐中電灯		58	F R P 製ボード(船外機付)	1	

救急活動用	患者監視モニター	3	測定用 消火薬剤等	ロープ登はん器	2
	携帯用心電計	2		訓練用人形	2
	半自動式除細動器	2		可燃性ガス測定器	1
	自動式心マッサージ器	2		検電器	1
	自動式人工呼吸器	2		張力計	1
	輸液ポンプ	2		検圧器	2
	ショックパンツ	3		合成界面活性剤泡消火薬剤 (㍓)	760
	在宅療法セット	1		水成膜泡消火薬剤 (㍓)	0
	心電図伝送装置	2		油処理剤 (㍓)	58
	車載用ファックス	2		油吸着剤 (kg)	350
	ナビゲーションシステム	2			
	訓練用人形	13			
	バックボード一式	2			

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

(4)大阪府林野火災用空中消火資機材

表 大阪府林野火災用空中消火資機材一覧表 (阪南消防署)

種 別	数 量
消火薬剤散布装置水のうち (中型ヘリコプター用 700 リットル)	4 基
混合機 (空中消火剤作成用)	1 基
組立式混合水槽 (2,500 リットル型)	2 基
小型動力ポンプ (B-3 級空冷式)	1 台
吸管 (口径 75 mm × 長さ 6m)	1 本
ホース (口径 65 mm × 長さ 20m)	3 本
その他付属品 (コントロールボックス、電源ボックス、コード、 二股分岐金具、照明灯、籐籠、充電器)	

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

(5)林野火災用消火資機材

表 林野火災用消火資機材一覧表

種 別	スコップ	ホース延長器	カマ	懐中電灯	可搬式散水装置	ナタ	水筒	リュックサック	ホース背負袋	ノポリガマ	携帯用拡声器	ノコギリ	水幕ホース	チェーンソー	組立水槽
数 量	44	31	36	61	21	27	39	13	10	9	7	5	4	2	6

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

(6)化学消火薬剤

表 化学消火薬剤一覧表

種 別	数 量
泡原液 (3%)	740 リットル
油処理剤	58 リットル

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

3 警備の内容

- (1) 通常警備・・・通常警備は、常時における通常火災の警備とする。
- (2) 非常警備・・・非常警備は、大火災及び非常時における警備とする。

4 消防部隊の出場

災害時の消防部隊の出場については、災害の事態を把握し、所要の消防隊を編成して出場する。

(1) 消防署の出場区分

- ア 第 1 出場・・・火災（疑いのある場合を含む。）の覚知と同時に出場する。（当務職員）
- イ 第 2 出場・・・火勢拡大を認知して出場する。（市内居住の非番員参集）
- ウ 第 3 出場・・・市長又は消防長が気象状況、その他の状況判断により特に出場させる。（全員参集）

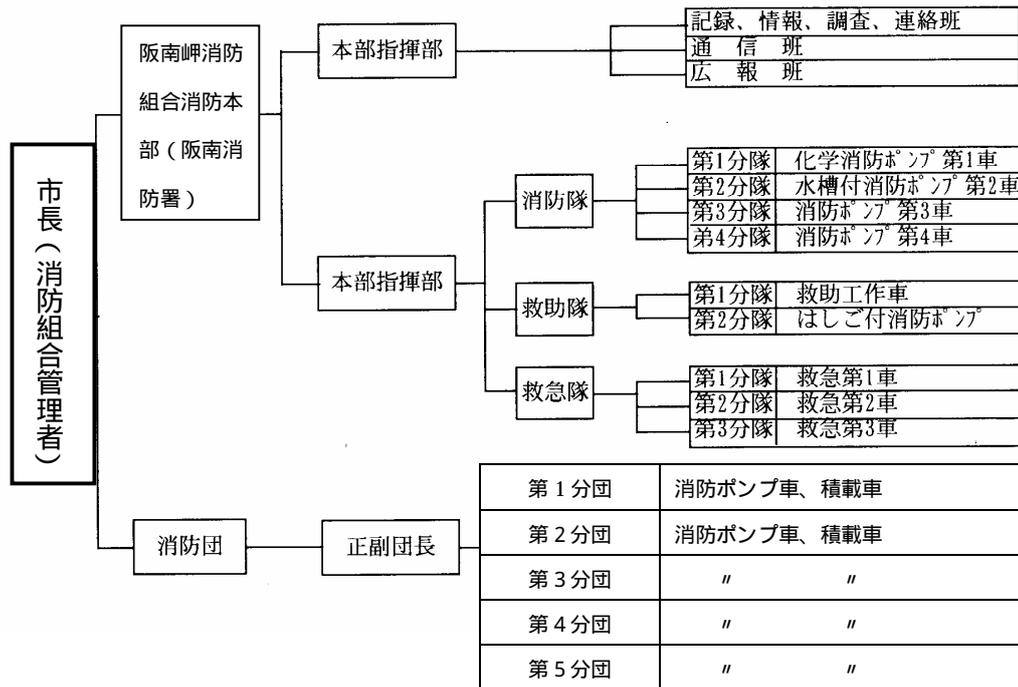
(2) 消防団の出場

消防団の出場については、火災その他災害の規模に応じ、市長又は消防長が消防団長を通じ、各分団に対して出場を要請する。

5 異常時消防計画

烈風下又は警報発令下における火災予防のため、市長又は消防長が必要と認める時は、消防各部隊の強化に関して次のとおり実施する。

- (1) 非番員を招集し、非常部隊編成を即時実施し、消防部隊の強化を図る。
- (2) 消防パトロールを実施し、火災の早期発見に努める。
- (3) 防火宣伝隊を編成し、火災予防の徹底を期する。



(平成 17 年 4 月 1 日現在)

図 非常部隊編成図

6 危険地域の消防計画

木造建築物の密集地域、又は危険物施設等の火災で延焼拡大のおそれが極めて大であり、また消防活動上悪条件を伴う危険地帯においては火勢に応じて防御部隊を増強し延焼防止に努める。

7 特殊火災消防計画

大量の危険物火災に際しては、発火性、引火性又は爆発性物品の種別、数量に応じ、延焼危険度を考慮して、注水消火、化学消火、除去消火等を行い、かつ周辺部への延焼防止に当たる。

また、延焼区域の拡大、爆発状況等に応じて、消防警戒区域の設定、変更あるいは避難等について指示する。

8 飛火警戒

火災の発生によって生じる火の粉は、延焼力の拡大とともに発生率、質量並びに上昇力が増大し、風速に比例して飛火範囲が拡大する。風速 10m を超える強風下においては、飛火の飛散距離は 2,000m にも及ぶことがあるので、火災の実相に即応して所要の飛火警戒部隊を編成し、警戒に当たる。

この場合、火点に近接する風下方面は消防隊が担当し、一般市民にも協力を要請して監視を厳重にするとともに消火器材を整備し、初期消火体制を強化する。

9 断・減水時の消防計画

消防水利は、消防活動上不可欠なものであり、その使用の可否は火災の大勢を左右する要素となる。消火栓が局部的に断水した場合は、周辺部の消火栓及び防火水槽その他自然水利等を使用するほか、中継放水等を実施する。

市内の消防水利状況は、次のとおりである。

表 市内の消防水利状況

消火栓	区分	個数	防火水槽	区分	個数	その他	区分	個数
	公設	1,003					公設	40m ³ 以上
私設	12	私設	40m ³ 未満	7	池	24		
計	1,015	計	計	81	計	66		

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

10 林野火災消防計画

山林における火災は、全般的に地理的条件が悪く、消防水利はほとんど利用不能の場合が多く、消火活動は極めて困難である。したがって、打消し、迎火等の消火手段によるもののほか、防火帯の設定、小型動力ポンプ等の活用を行うとともに、空中消火の効果的实施を図る。

11 応援部隊の要請・誘導

大火災は特殊災害であり、本市の消防力のみで消火困難な事態が発生した場合、他市町に対して応援部隊を要請する。応援部隊は、本市の地理・水利等に不案内であるため、この応援活動が有効に機能できるように次の諸点に留意して応援部隊を誘導する。

- (1) 応援部隊の集結場所の明示
- (2) 所要の台数及び車種の明示
- (3) 所要の誘導員の派遣
- (4) 指揮者の意図の徹底
- (5) 水量豊富な水利への誘導

第 2 節 大規模火災に対する計画

市街地及び林野において大規模な火災が発生した場合には、府、市、府警察及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動を実施するものとする。

1 火災警報

市長は、消防法に基づき、火災の予防上危険であると認めた場合、火災警報を発する。
(消防法第 22 条)

(1) 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。

ア 実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下となり、大阪府内（生駒山地頂上部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10 分間平均風速の最大値）が 10m/s となる見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合には通報をとりやめる場合がある。

(2) 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたときは、必要により火災警報を発令する。火災警報の発令基準は、市において定める。

(3) 火の使用制限

警報が発令された区域内にある者は、警報が解除されるまで、市条例で定める火の使用の制限に従う。

(4) 市民等への周知

市は、地域防災計画に基づき、市民に対して、予警報のみならず予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

周知には、市防災行政無線、広報車、警鐘、航空機などを利用し、自主防衛組織等の市民組織と連携して徹底を図る。

2 市街地火災

(1) 市

ア 災害発生状況の把握及び消火活動

市は、高所見張り、ヘリコプター等を通じて火災状況の早期発見に努め、関係機関への情報伝達に努める。

イ 消火活動

初動体制を確立し、火災態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃烧状況等を勘察し、消火活動を実施する。また、延焼動態から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定等、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

ウ 相互応援

(ア) 市は、市単独では十分に消火活動が実施できない場合は、府、他の市町等に応援を要請する。

(イ) 被災地以外の市町は、被災市町から要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。

(ウ) 市は、火災の状況、地理・水利の情報を応援市町に対して提供する。

(2) 自主防衛組織等

地域住民による自主防衛組織及び自衛防衛組織は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火活動を実施する。また、消防署、警察署等防災関係機関との連携に努める。

3 林野火災

林野火災の特異性を考慮し、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

(1) 火災通報等

ア 火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動態勢をとるとともに、関係機関に通報を行う。また、地域住民、入山者等に対して周知を図る。

イ 火災の規模等が府の定める通報基準に達したとき、また特に必要と認めるときは、府に即報を行う。

府の定める通報基準は、次の通りである。

(ア) 焼損面積 5ha 以上と推定される場合

(イ) 覚知後 3 時間を経過しても鎮火できない場合

(ウ) 空中消火を要請する場合

(エ) 住家等へ延焼する恐れがあるなど社会的に影響度が高い場合

(2) 火災通報等伝達系統

火災通報に係る伝達系統は、次のとおりである。

- (イ) 自衛隊出動要請のための知事への依頼
- (ロ) 消防庁に対する広域航空消防応援要請のための知事への依頼

エ 航空隊等の受入れ体制

円滑な空中消火を実施するため、次の措置を講じる。

- (ア) 陸空通信隊の編成達系統は、次のとおりである。
- (イ) 林野火災用防災地図の作成
- (ロ) 空中消火補給基地の設定
- (ハ) 災害時用臨時ヘリポート等の設定
- (ニ) 空中消火用資機材等の点検・搬入

(4) 資料の作成

関係資料は、措置した事項を整理記録し、今後の対策の確立を図る。

市は、焼損面積 20ha 以上の火災の場合は、昭和 55 年 3 月 11 日付の消防地第 81 号に定める林野火災対策資料を作成し、速やかに府に報告する。

第 3 節 危険物等災害応急対策計画

市及び防災関係機関は、火災その他の災害による危険物等の被害を最小限に止め、周辺市民に対する危害防止を図るため、それぞれの応急対策計画により迅速に応急活動を行う。

1 危険物災害応急対策

(1) 市

危険物災害の拡大を防止するため、施設の管理者と密接な連絡をとり、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

(2) 消防組合

危険物の漏洩、火災・爆発等の災害が発生した場合、又は危険物施設が被災するおそれのある場合は、施設等の関係者及び泉南警察署等の防災関係機関と連携し、災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

(3) 泉南警察署

上述したような事態が生じた場合、施設の関係者、消防機関等の防災関係機関と連携して、死傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

2 高圧ガス災害応急対策

(1) 市

高圧ガス災害の拡大を防止するため、施設の管理者と密接な連絡をとり、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

(2) 消防組合

高圧ガスの漏洩、火災・爆発等の災害が発生した場合、又は高圧ガス施設が被災するおそれのある場合は、施設等の関係者及び泉南警察署等の防災関係機関と連携し、災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

(3) 泉南警察署

上述したような事態が生じた場合、施設の関係者、消防機関等の防災関係機関と連携して、死傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

(4) 大阪府及び近畿通商産業局

防災関係機関と密接な連絡をとり、施設の使用停止、高圧ガスの移動停止等の緊急措置を講じる。

3 火薬類災害応急対策

(1) 市

火薬類災害の拡大を防止するため、施設の管理者と密接な連絡をとり、広報活動及

び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

(2) 消防組合

火薬類の爆発等の災害が発生した場合、又は火薬貯蔵施設が被災するおそれのある場合は、施設等の関係者及び泉南警察署等の防災関係機関と連携し、災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

(3) 泉南警察署

上述したような事態が生じた場合、施設の関係者、消防機関等の防災関係機関と連携して、死傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

(4) 大阪府及び大阪市通商産業局

防災関係機関と密接な連絡をとり、火薬の運搬停止等の緊急措置を講じる。

4 毒物、劇物災害応急対策

(1) 市

毒物・劇物災害の拡大を防止するため、施設の管理者と密接な連絡をとり、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

(2) 消防組合

毒物・劇物の漏洩等の災害が発生した場合、又は毒物・劇物貯蔵施設が被災するおそれのある場合は、施設等の関係者及び泉南警察署等の防災関係機関と連携し、災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

(3) 泉南警察署

上述したような事態が生じた場合、施設の関係者、消防機関等の防災関係機関と連携して、死傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

(4) 大阪府

毒物・劇物施設が被災して毒物・劇物が飛散・漏洩したり、地下に浸透して保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、施設の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講じるよう指示する。さらに危険区域を指定し、警察署、消防署等の防災関係機関と連携して、交通規制、広報等の必要な措置をとる。

5 放射性同位元素に係る応急対策

放射性同位元素に係る災害が発生した場合は、防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者は、相互に協力して次の措置を講ずる。

(1) 関係機関への情報連絡及び広報

(2) 放射線の測定

(3) 放射線により被曝した者等の救出・救護

(4) 市民等の避難

- (5) 立入制限
- (6) 交通規制
- (7) その他災害の状況に応じた必要な措置

第 4 節 高層建築物災害応急対策計画

高層建築物等の災害に対処するため、市消防機関等関係機関は、それぞれの態様に応じた警防計画の整備を図るとともに、次の各種対策を実施する。

1 消防体制の確立

高層建築物等に係る災害が発生した場合は、おおむね次のような消防活動体制を確立する。

- (1) 出動基準の決定
- (2) 指揮本部の設定
- (3) 危険度の判定
- (4) 関係機関との通報、連携体制の確立

2 消防活動

消防活動は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、各々必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

(1) ガス漏えい事故

ア 現場到着時の措置

消防隊は、情報収集に努めるとともに、ガス漏れ事故の発生個所及び拡散範囲を推定し、直ちに、火災警戒区域を設定し、必要な措置を行う。

イ ガス漏れ発生個所への進入

消防隊のガス漏れ発生個所への進入にあたっては、次の事項に留意する。

- (ア) ガス検知機等による検知が、爆発下限界の 30%に達した地点を進入限界区域とする。
- (イ) 防火衣を着装し、身体の露出部分をできる限り少なくするとともに、着衣を濡らして静電気の発生を防止する。
- (ウ) 爆発に伴う爆風圧、飛散物等による被害を防止するため、窓、出入り口の開口部、無筋のパネル及びブロック壁の付近を避け、柱部又は鉄筋コンクリート壁等を体の遮蔽に利用するとともに、できる限り低姿勢で進入する。
- (エ) 火花を発生する機器の使用及びスイッチの操作により、火花を発生する機器等のスイッチ操作を厳禁する。なお、カッターを用いて破壊活動を行う場合は、切断面に対し、注水活動を併用する。

ウ ガスの供給遮断（消防法施行令第 21 条の 2 第 1 項に定めるガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない対象物）

ガスの供給遮断は大阪ガス株式会社が行うものとする。

ただし、消防隊が大阪ガス株式会社に先行して災害現場に到着し、大阪ガス株式会社の到着が相当遅れることが予想され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩が

あり、緊急でやむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができるものとする。

なお、消防隊が、ガスの供給を遮断したときは、直ちに、その旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

エ ガスの供給再開

遮断後のガスの供給再開は、現場最高指揮者に連絡の上、大阪ガス株式会社が行うものとする。

(2) 火災等

ア 人命救助

人命救助は、最優先で行うものとするが、特に次の事項に留意する。

- (ア) 救助活動体制の早期確立と実施時期
- (イ) 活動時における出動小隊の任務分担
- (ウ) 活動時における情報収集、連絡及び資機材の活用

イ 消火

消火活動については、特に次の事項に留意する。

- (ア) 高層建築物等の消防用設備の活用
- (イ) 活動時における出動小隊の任務分担
- (ウ) 浸水、水損防止対策
- (エ) 排煙、進入時等における資機材対策

3 交通規制

救出救護活動及び復旧作業の迅速円滑を図るために、必要な交通規制を実施する。

4 その他

市その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視等所要の措置をとる。

第 5 節 海上における石油等危険物の大量流出災害に対する計画

海上における石油等危険物の大量流出による災害が発生した場合、その被害の軽減を図るため、迅速的確な応急対策を実施する。

1 連絡体制

災害が発生した場合は、消防組合、泉南警察署、岸和田海上保安署及びその他消防関係機関に連絡し、協力を要請するとともに、大阪湾内の広域に及ぶものについては、大阪湾・播磨灘排出油防除協議会の協力を得る。

2 本市地先海上においてタンカー等の衝突事故等により大量の石油が流出した場合、速やかに次の措置を実施する。

- (1) 岸和田海上保安署、大阪府港湾局阪南港湾事務所等にオイルフェンスの展張要請
- (2) 消防組合に消防艇の手配要請
- (3) 水門、樋門等を閉塞し、管渠への流入防止
- (4) 災害広報、海岸住民への周知

沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は災害の波及が予想される場合は、市民の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について広報車により沿岸市民に対して周知する。

第 6 節 航空機事故に対する計画

市域において、航空機の墜落等により事故が発生した場合、その拡大を防御し、被害の軽減を図るために迅速的確な応急対策等を実施する。

1 組織計画

(1) 情報連絡体制

ア 市域において航空機事故が発生した場合、発見者は直ちに関西国際空港株式会社及び防災関係機関に通報するものとする。

イ これを受けた関西国際空港株式会社及び防災関係機関は、必要な連絡を情報通信連絡システムにより行う。

なお、防災関係機関とは次の機関をいう。

関西空港事務所、関西空港海上保安航空基地、府、府警察、地元市町、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、関西国際空港株式会社、その他必要と認められる機関

ウ 連絡を受けた防災関係機関は、それぞれ他の関係する機関、地元住民等に必要な事項について連絡・広報する。連絡・広報に関して必要な場合は報道機関の協力を要請する。

エ 通信連絡の窓口は、総務部危機管理課とする。

オ 危機管理課は、航空機事故により災害が発生した場合は、関西国際空港の設置する航空機事故総合対策本部、消火救難・救急医療調整所及び現場連絡所、並びに消防組合から絶えず情報を収受する。

(2) 災害対策本部の設置

総務部長は、市長、助役に報告の上、その判断により航空機事故応急対策本部を設置、又は災害警戒体制をとる。本部設置の場合の設置場所は、原則として阪南市役所内とする。

災害の規模に応じた応急対策措置を推進するために必要な場合は、本部を適当な場所に移動設置、または現地災害対策本部を設置することができる。

2 組織及び動員計画

航空機事故発生の場合の航空機事故応急対策本部等の組織及び動員は、本編第 1 節に準ずるものとする。

航空機事故応急対策の実施に際しての、職員の動員は消防職員を主体とするが、一般行政職員については、「阪南市災害対策本部事務分掌」を準用し、必要な措置を行うものとする。ただし、消防組合の業務分担については別に定めるところによる。

3 応急対策活動

航空機事故応急対策活動は次の事項を行う。

- (1) 情報収集・伝達
- (2) 消火・救援・救急活動
- (3) 救護地区の設置
- (4) 避難勧告・指示・誘導
- (5) 遺体収容所の設置
- (6) その他必要な事項

4 応援体制

(1) 協定等による応援体制

市は、次の協定に従い、関西国際空港株式会社、その他防災関係機関と協力して迅速な応援体制をとる。又は応援を受けるものとする。

- ア 消防活動に関する相互応援協定等
- イ 医療救護に関する協定
- ウ 関西国際空港消火救難協力隊

(2) 自衛隊の災害派遣要請

市は、必要があると認めるときは、府に対して災害派遣要請を行う。

第 7 節 突発重大事故に対する計画

突発重大事故とは、列車事故、自動車事故等の交通事故、大火災・大爆発事故、踏切における事故、サリン等毒物による事故等、一度に多くの尊い人命が失われる突発的な重大事故を指す。

市又は防災関係機関は、突発重大事故の際には、相互に連絡をとり、的確に応急対策を図る。

1 対応措置

(1) 通報

市内において突発重大事故を発見した者は、直ちに市、泉南警察署、消防組合等に通報する。

(2) 事故対策本部の設置

突発重大事故が発生した場合、防災関係機関は、救助、救急医療その他応急対策を実施するため事故対策本部を設置する。必要に応じて、前線指揮本部の形態を取ることもある。

事故対策本部の設置や活動等は、事故の種類や程度に応じて、災害対策本部の設置や活動に準じて実施する。

(3) 情報の収集・伝達

市、府及び当該事故の防災関係機関は、情報の収集に十分な連絡体制をとり、相互に情報を交換する。

(4) 救助、救急医療活動

ア 市、府、病院及び当該事故防災関係機関

(ア) 医師及び看護師の派遣

(イ) 医療機材及び医薬品の輸送

(ウ) 負傷者の救助

(エ) 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

イ 阪南市赤十字奉仕団

事故の通報を受けた場合、直ちに救護班による現地での医療・救護活動を行うとともに、医療施設も受け入れ体制の確保に努める。

(5) 消防活動

消防組合及び消防団は、消防活動、災害拡大防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

(6) 救援物資の輸送

市、府及び当該事故防災関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを搬送する。

(7) 応急復旧用資機材の確保

市、府及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

(8) 交通対策

泉南警察署、防災関係機関、当該事故防災関係機関等は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

2 事故処理

当該事故関係機関は、泉南警察署、防災関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。